

早島町ふるさと納税事務委託業務  
公募実施要領

令和8年7月21日

早島町

## 1 趣旨

本町では、ふるさと納税制度を通じた本町の魅力発信やプロモーションを推進し、そのことを通じて、地域経済の活性化と寄附件数の増加を図る取組を進めている。

この取組における、本町へのふるさと納税に係る寄附の受付、寄附情報等の管理、返礼品等の発注・配送・請求管理、プロモーション等につながる広報などの多岐に渡る業務について、民間事業者が持っている体制やノウハウを活用し、効率的かつ効果的に進めることを目的とするものである。

## 2 提案に付する業務概要

- (1) 業務名 早島町ふるさと納税事務委託業務
- (2) 業務の内容 「早島町ふるさと納税事務委託業務仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 令和8年11月1日から令和11年10月31日  
※ 具体的な運営開始時期については、本町と協議のうえ決定する。
- (4) 提案上限額 寄附金額の5%以内（消費税額除く）  
※ 返礼品の調達費用、配送費用、寄附金受領証明書及びお礼状の発送費用、町が契約している寄附受付サイトの利用料、決済手数料等は含まない。

## 3 特定方法

公募型プロポーザル方式とし、下記7及び9に定める各種提出書類、提案説明及びヒアリングにより選定を行う。

## 4 スケジュール

次のとおりとする。

- (1) 参加申込書提出：令和8年 8月 5日（水）午後4時30分までに提出
- (2) 質 問 受 付：令和8年 7月21日（火）～8月5日（水）
- (3) 質 問 回 答：令和8年 8月12日（水）午後4時30分までに回答
- (4) 提 案 書 提 出：令和8年 8月25日（火）午後4時30分までに提出
- (5) 提 案 書 の 説 明：令和8年 8月31日（月）
- (6) 受 託 者 の 特 定：令和8年 9月 1日（火）午後4時30分までに通知

## 5 応募資格

本提案に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 早島町入札参加資格者指名停止の措置基準（平成17年早島町庁達第2号）に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 早島町建設工事等暴力団排除対策措置要綱（平成17年早島町要綱第12号）に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中でないこと。
- (6) 法人格を有し、事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

- (7) 他自治体において、同種業務の実績があること。

## 6 実施要領等の交付

### (1) 配布書類

- ① 「早島町ふるさと納税事務委託業務公募実施要領」
- ② 「別紙1 早島町ふるさと納税事務委託業務仕様書」
- ③ 「別紙2 早島町ふるさと納税事務委託業務提案書等作成要領」
- ④ 「別紙3 早島町ふるさと納税事務委託業務提案評価基準」

### (2) 配布期間

本公告日から令和8年8月5日（水）まで（閉庁日を除く）の午前9時から午後4時30分まで。

### (3) 配布場所

〒701-0303 岡山県都窪郡早島町前潟 360 番地 1

早島町企画総務部企画課 電話番号 086-482-0612

なお、6（1）①～④は、早島町ホームページからもダウンロードできる。

## 7 提案参加申込書の提出

### (1) 提出書類

- ① 「早島町ふるさと納税事務委託業務参加申込書（様式第1号）」  
（以下「参加申込書」という。）
- ② 「誓約書（様式第2号）」
- ③ 「参加資格確認書（様式第3号）」

### (2) 提出期限

令和8年8月5日（水）午後4時30分（必着）

### (3) 提出場所

上記6（3）の場所に同じ。

### (4) 提出方法

持参、郵便等、メール（[furusato@town.hayashima.lg.jp](mailto:furusato@town.hayashima.lg.jp)）での提出  
（郵便の場合、書留郵便その他これに準じる方法によるものに限ることとし、7（2）の提出期限までに必着のこと。）

## 8 提案に当たっての質問の受付及び回答

### (1) 受付期間

本公告日～8月5日（水）午後4時30分まで

### (2) 受付方法

「仕様書等に対する質問書（様式第4号）」により、メールにて提出すること。  
メールの件名は「プロポーザル（ふるさと納税）の質問について」とすること。  
なお、メール以外の方法で提出された質問には応じない。また、質問書をメールで提出した場合は、（3）宛先を参照の上、質問書を提出した旨を電話で連絡すること。

### (3) 宛先

メールアドレス [furusato@town.hayashima.lg.jp](mailto:furusato@town.hayashima.lg.jp)

電話番号 086-482-0612

#### (4) 回答方法

令和8年8月12日(水)午後4時30分までに、提案参加者すべてにメールにて回答する。ただし、本提案に直接関係のないもの及び質問者に固有のもの並びにその他回答すること若しくは前記の回答掲載方法が不適切と認められる質問に対しては、回答を行わないか、又は回答方法を変更する場合がある。

### 9 提案書等の提出

提案参加者は、「別紙2 早島町ふるさと納税事務委託業務提案書等作成要領」により作成した書類を次のとおり提出しなければならない。

#### (1) 提出期限

令和8年8月25日(火)午後4時30分(必着)

#### (2) 提出場所

上記6(3)の場所に同じ。

#### (3) 提出書類

「別紙2 早島町ふるさと納税事務委託業務提案書等作成要領」に記載する書類

#### (4) 提出方法

持参、郵便等、メール(furusato@town.hayashima.lg.jp)での提出  
(郵便の場合、書留郵便その他これに準じる方法によるものに限るものとし、9(1)の提出期限までに必着のこと。)

#### (5) 提案書の説明

##### ① 説明日

令和8年8月31日(月)※時刻等の詳細は、別途通知する。

##### ② 説明時間

おおむね40分(説明:30分以内、質疑応答:10分以内)。ただし、提案者数に応じて、プレゼンテーションの時間配分等を調整することがある。

##### ③ 説明会場

岡山県都窪郡早島町前湯360番地1 早島町役場3階 全員協議会室

##### ④ 説明者

説明者の人数は、8月27日(木)午後4時30分までに上記6(3)へ知らせること。

##### ⑤ 説明に必要な機材

スクリーン、プロジェクタ(HDMI接続)、HDMIケーブル及び電源は、本町の設備を提供する。その他説明に必要な機材(PC等)は、提案参加者が持参すること。

### 10 審査及び特定

#### (1) 契約候補者の選定

早島町ふるさと納税事務委託業務審査委員会において、上記9(3)及び9(5)について、「別紙3 早島町ふるさと納税事務委託業務提案評価基準」に基づき、評価及び選定を行う。その結果、得点が上位の者を契約候補者として決定し、次に得点の高かった者を、次点として決定する。

なお、提案参加者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとするが、審査

の結果によっては、その者が契約候補者となるとは限らない。

(2) 契約の締結

契約候補者とは提出された提案書等を参考に協議を行い、協議が整った場合に、契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容を一部変更する場合がある。

**11 提案参加者数が多数であった場合**

提案参加者が4者を超えた場合は、9（3）により提出された提案書等により1次審査を行い、提案参加者数を絞るものとする。

**12 前号の規定により、選定されなかった者への通知**

1次審査にて失格となった者については、8月27日（木）午後4時30分までに通知するものとする。

**13 不適格事項**

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格のない者及び上記7（2）の期限までに所定の参加申込書を提出しなかった者が提案したとき。
- (2) 提案書が、上記9（1）の提出期限を越えて提出されたとき。
- (3) 提案参加者が上記9（5）に規定する説明を行わなかったとき。
- (4) 提案内容に不足又は虚偽の内容があったとき。
- (5) 提案参加者が上記5に定める提案に参加できる者の資格を喪失したとき。
- (6) その他、提案参加者に求められる義務を履行しなかったとき。

**14 その他**

- (1) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問い合わせには応じない。
- (2) 提出された提案書類等の追加及び修正は認めない。ただし、説明会時における補足説明資料の配布については、この限りでない。
- (3) 提出する提案書は、提案参加者ごとに1案のみとする。
- (4) 提案書の作成及び提案に関する説明（プレゼンテーション）に要するすべての費用は、提案参加者の負担とする。
- (5) 提出書類は、審査を行うのに必要な範囲内において複写することがある。
- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 審査経過については公表しない。
- (8) 本件手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (9) 本業務の契約締結日の属する年度の翌年度以降の予算措置については、町議会の議決が得られない、あるいは予算額が前年度に比較して減額された場合には業務内容の変更、あるいは解除することがあるので留意すること。
- (10) 参加表明者が提案を辞退するときは、必ず辞退届（任意様式）を提出すること。
- (11) 提案書提出後、提案者が辞退することは、理由の如何に関わらず認めない。